

平成27年12月第6回室戸市議会定例会会議録（第4号）

1. 日 時 平成27年12月9日（水）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹中多津美	2番 上山精雄	3番 亀井賢夫
4番 小椋利廣	5番 脇本健樹	6番 濱口太作
7番 谷口總一郎	8番 山本賢誓	9番 山下浩平
10番 堺喜久美	11番 町田又一	12番 林竹松
13番 久保八太雄		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	日垣龍二
事務局次長兼班長	寺岡安弘
議事班主任	武井美冬
議事班主事	池田諭史

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小松幹侍	副 市 長	久保信介
総務課長	山本康二	企画財政課長	川上建司
滞納整理課長	西村城人	財産管理課長	黒岩道宏
税務課長	上松一喜	市民課長	萩野義興
保健介護課長	武井知香	人権啓発課長	松本大成
農林水産課長併農業委員会事務局長	竹本俊之	建設課長	岡本秀彦
商工観光深層水課長	久保田浩	ジオパーク推進課長	和田庫治
防災対策課長	上松富士樹	会計管理者兼会計課長	長崎潤子
福祉事務所長	中屋秀志	教育次長兼生涯学習課長	久保一彦
学校保育課長	森岡光	水道局長	山崎桂
消 防 長	竹谷昭一	監査委員事務局長	山本ゆかり

7. 議事日程

日程第1	議案第1号	平成27年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認について
日程第2	議案第2号	室戸市課設置条例の一部改正について
日程第3	議案第3号	室戸市個人番号の利用に関する条例の制定について
日程第4	議案第4号	室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の制定について

て

- 日程第5 議案第5号 室戸市税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 室戸市立保育所設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 室戸市火葬場設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 室戸市企業誘致推進条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 室戸市水道給水条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 平成27年度室戸市一般会計第5回補正予算について
- 日程第11 議案第11号 平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算につ

いて

- 日程第12 議案第12号 平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算について
- 日程第13 議案第13号 安芸広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に

ついて

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第13まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（久保八太雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） ただいまから大綱質疑を行います。

質疑に際しましては、ページと款、項、目を御指摘の上、御質疑願います。

なお、自己の意見の多い質疑や議題外にわたる質疑については、御注意願います。

日程第1、議案第1号平成27年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時9分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第2、議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時9分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第3、議案第3号室戸市個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第4、議案第4号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。竹谷消防長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第5、議案第5号室戸市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松税務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第6、議案第6号室戸市立保育所設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。森岡学校保育課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第7、議案第7号室戸市火葬場設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。萩野市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第8、議案第8号室戸市企業誘致推進条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。久保田商工観光深層水課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。議案第8号について質疑を行います。

この資料で先ほど課長が説明があったところですが、まず第2条のところではこれに準ずるとい
うのが3項にあると思うのですが、今説明でよくわからなかったのですが、要はこれに準ずる
仕様として市長が認めるということですね。これは今言った例えば所有者と何とかが違う
場合のみを想定しての改正ということで、それ以外にはないということなんでしょうか。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。久保田商工観光深層水課長。

○商工観光深層水課長（久保田 浩君） 上山議員さんにお答えいたします。

この改正なんですけれども、これに準ずる費用というのが取得費のみではなくて、例えば増
改築を行う場合の解体撤去費、こういったものも一応含めようということで、投下固定資産の
中に含めるということをやっております。取得する費用だけじゃないです、解体撤去とか増
改築するときの解体工事、古いやつをのけてという費用もかかってきますんで、その費用も含
めて固定とか固定資産を含めようという改正です。

○議長（久保八太雄君） 上山精雄君の2回目の質疑を許可いたします。

○2番（上山精雄君） 2回目を質疑させていただきます。

その奨励金を交付するには、第4条の規定で2,700万円とか、雇用人数が3人とか、環境に
配慮するとかという項目を全て網羅しちゅう部分について奨励金を交付するよということの規
定なんですがね、今課長が言うその増改築の場合よね、これもこの4条の規定に当てはまらな
い限りこの奨励金の交付、要は市長が別に認めるということと整合性がないといかんとい
うことなんでしょうか。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。久保田商工観光深層水課長。

○商工観光深層水課長（久保田 浩君） 上山議員さんにお答えいたします。

おっしゃるとおり、投下固定資産2,700万円とか新規就労3人、こういう条件は変わって
おりません。ただ、その費用の2,700万円が、いわゆる取得費用だけではなくて増改築の費用も
今度は含まれるということです、はい。ただ、それが2,700万円を下回っている場合は対象に

ならないという、その辺は変わっておりません。

それと、対象企業ですけれども、これまではいわゆる1社の方が会社を持って2,700万円、3人という条件をクリアすれば対象になってました。ただ、今度の場合は持ち株会社、いわゆる土地、建物の持ち主と事業運営する人が違う場合が出てきております。そういう人も含めて1グループとしてみなすというふうな改正です。

(2番上山精雄君「要は、1カ所というか、持ち株会社がどうであれこうであれその2,700万円はクリアしとかなないと、名義がどうであれ」と呼ぶ)

○商工観光深層水課長(久保田 浩君)(続) そうです。事例でいきますと、今建設中の会社がありますけれども、土地の持ち主は室戸市の方で、実際建物を建てて運営する方が別の会社というのが今浮津のほうで工事しております。そういったのも対象にしようということです。

○議長(久保八太雄君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保八太雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(久保八太雄君) 次に、日程第9、議案第9号室戸市水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山崎水道局長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○議長(久保八太雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保八太雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

ここで健康管理のため11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時4分 再開

○議長(久保八太雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第10、議案第10号平成27年度室戸市一般会計第5回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時5分 休憩

午後0時2分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第11、議案第11号平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。萩野市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後0時6分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第12、議案第12号平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。武井保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後0時9分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第13、議案第13号安芸広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後0時12分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま質疑を終結いたしました議案第1号から議案第13号まで、以上13件につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

委員会審査及び事務整理のため、12月10日から12月17日まで8日間を休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、12月10日から12月17日まで8日間休会することと決しました。

12月10日から12月17日まで8日間休会いたします。

12月18日は午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後0時14分 散会